

## 課外活動推進に関わる経費補助取扱要領

平成27年10月1日  
制定

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌大学（以下「本学」という。）の学生の文化・スポーツ活動を推進するために、本学学生自治会に所属する団体並びに各指導者に対して、全国大会出場に伴う経費及び課外活動の水準向上に資するための経費等の一部を補助することに必要な事項を定める。

(範囲)

第2条 経費の一部を補助するものは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る経費（団体）
- (2) 課外活動の水準向上に資するための用品に係る経費（団体）
- (3) 学外施設借用等に係る経費（団体）
- (4) 全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る学生引率旅費（専任教職員）
- (5) 全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る学生引率旅費（学外指導者）
- (6) 課外活動における学生指導に関する経費（専任教職員・学外指導者）

(適用)

第3条 前条に定める経費補助を受ける場合の申請資格、補助回数、対象人員、補助額、申請手続き等は別表による。

(所管)

第4条 この要領に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

(改廃)

第5条 この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。  
(全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る経費補助規程等の廃止)
- 2 この取扱要領の施行に伴い、全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る経費補助規程、全国大会出場に係る学外指導者に対する旅費補助取扱要綱、全国大会出場及びこれに付随する応援活動に係る学生引率旅費の取扱い要領、課外活動用品助成要領、課外活動における学外施設借用等に係る補助の取扱いについて、課外活動における学生指導費に関する取扱いについては、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年6月30日から施行する。

別表（省略）